福祉年金等の預・貯金取扱い

11月15日まで延長になりました

銀行預金、郵便貯金の利子引下げにともなう福祉年金、児童扶養手当等受給者の定期預、貯金に対する取扱いは、本年5月15日（定期郵便貯金は5月20日）までとなっておりましたが、このたびこの取扱いが、ことしの11月15日（定期郵便貯金は11月20日）まで延長されました。

この福祉預、貯金の内容は、次のとおりで通常の預、貯金より有利な取扱いとなっております。

■福祉定期預・貯金の対象者

①国民年金の障害福祉年金、母子福祉年金、老令福祉年金又は厚生年金の老令特別給付金の受給者。

②児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当の受給者。

③原爆被爆者に対する特別手当、健康管理手当、保健手当の受給者。

■預・貯金のできる限度額

対象者1人につき100万円以内及び1人1局（銀行）に限る。

■対象額、貯金の種類

預入期間1年の定期預金又は定期貯金

■利率

年6.75パーセント

なお、この取扱いを受ける場合に預金するときは年金証書、手当証書もしくは受給者証明書を銀行又は郵便局に提示してください。

声のひろば

広報の配布を早くして…

〔こえ〕 広報ふじやお知らせ広報が届くのが遅くて困っています。時には前号といっしょに回ってくることもあります。もっと早く届けてください。 （南町・Kさん）

〔こたえ〕 市では、広報「ふじ」は毎月5日と25日の2回、お知らせ広報「暮しのたより」は毎月5日と15日の2回発行しています。

発行日の1～3日前には、各自治会長さんのところへお届けし、自治会長さんから隣組長さんなどを通じて各家庭に配布していただいております。届くのが遅くなる原因として

①自治会長さんから隣組長さんへのリレーの遅れ。

②回覧方式ですと1軒1軒回るので途中の家で止まってしまう。

といったことが考えられます。

市では機会あるごとに広報の配布を早くしていただくようお願いしていますが、各家庭でもぜひご協力をお願いします。

回覧の遅れる場合は、自治会長さんを中心にお話し合いをして解決するようにしていただきたいと思います。もし広報が届かなかったり、ひどく遅れる場合は、市広報広聴課（電話51—0123 内線528）へ連絡してください。

野バトに困っています

〔こえ〕 市内の住宅地域に野バトが多く洗たく物をよごされたり、畑でも種を食べられたりして大変こまっています。 （宮下・Tさん）

〔こたえ〕 野バトの処理には市役所でも困っています。民家の近くでは銃をうつことも禁止されていますので、良い退治方法がありません。そこでもうこれ以上ふやさないことだと思います。巣作りをさせないことや、野バト化させないことです。市民のみなさんや飼育している方のご協力をお願いします。

林野火災を防ぐ

タキ火やタバコは厳禁

最近の気象条件は、異状乾燥、強風等により林野火災が多く発生しています。これから行楽シーズンに入り、入山者が増加するので、タバコの投げ捨てなど林野火災の予防に次の4点をあげご協力してくださいと市民に呼びかけています。

①タバコをくわえて林野内に立入らない。

②林野外でタキ火や喫煙をしたときは、消火を確かめる。

③林野内でのタキ火はしない。

④風がないときでも、急に強い風が吹くこともあるので、不必要なタキ火はしない。

なお、万一林野火災を発見したら、いち早く消防署へ通報してください。